

## ○小国町の地熱発電における利用後の熱水等の還元に関する規則

(主旨)

**第1条** この規則は、小国町地熱資源の適正活用に関する条例（平成27年条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規程により町長の同意を得た地熱・温泉熱発電所における利用後の熱水等の適正な還元を促すために必要な事項を定める。

(基本的理念)

**第2条** 既存の温泉及び、地熱・温泉熱発電への影響を考慮しつつ地熱資源の適正かつ永続的な利用を進めるため、また、廃棄物の適正処理の観点からも、地熱発電利用後の熱水等を全量地下へ還元することが望まれる。

(定義)

**第3条** この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例の例による。

2 この規則において「還元井」とは、地熱発電所において利用後の熱水等を地下に還元をするための坑井施設のことをいう。

(町の責務)

**第4条** 町は、還元井事業計画（以下「事業計画」という。）を協議するにあたり、地域住民及び関係機関と連携を取りながら、その意見を反映させるよう努めなければならない。

(地熱発電事業者の責務)

**第5条** 地熱発電事業者は、その事業活動によって使用した熱水・蒸気を回収し地下に還元処理するための適正な対策を講ずるものとする。

2 地熱発電事業者は、還元井事業を進めるに当たっては、町、地域住民の代表、温泉事業者その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。

(事業計画の提出等)

**第6条** 地熱発電事業者は、還元井事業を行うに当たって、条例第8条1項3号の規程により事業計画を町に提出しなければならない。

2 町長は、事業計画を受理したときは、審議会に諮問する。

3 町長は、審議会の答申等を参考に、地熱開発事業者に同意についての判断を伝え、また同意に際しては条件を付することができる。

4 地熱発電事業者は、同意についての判断を尊重し、同意に際して付された条件を事業計画に反映させるよう努めなければならない。

(変更手続)

**第7条** 地熱発電事業者は、事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、変更を行おうとする日の60日前までに変更後の事業計画（以下「変更事業計画」という。）を町に提出し、意見を求めなければならない。

2 第6条第2項から第3項まで及び前条の規定は、前項の規定により変更事業計画が提出された場合について準用する。この場合において、第5条第2項及び第4項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と同条第4項中「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年5月22日から施行する。